

# 総合評価落札方式競争入札の実施について

令和6年4月

盛岡市

## 目 次

<b>1</b>	<b>総合評価落札方式競争入札の概要</b>	<b>1</b>
(1)	背景	1
(2)	総合評価落札方式	1
<b>2</b>	<b>総合評価落札方式競争入札の方法</b>	<b>2</b>
(1)	総合評価落札方式の種類	2
(2)	落札者の決定方法	2
(3)	技術評価点の設定	2
(4)	評価項目及び配点	3
(5)	発注から契約までの手続きの流れ	4
(6)	技術提案及び施工計画等の評価方法	4
(7)	低入札価格調査の実施	5
(8)	技術提案内容に対する履行	5
(9)	工事監理と工事成績評定	6
<b>3</b>	<b>参考資料 技術提案評価項目について</b>	<b>7</b>
(1)	技術提案評価項目 A	7
(2)	技術提案評価項目 B	9
(3)	技術提案評価項目 C	10

# 1 総合評価落札方式競争入札の概要

## (1) 背景

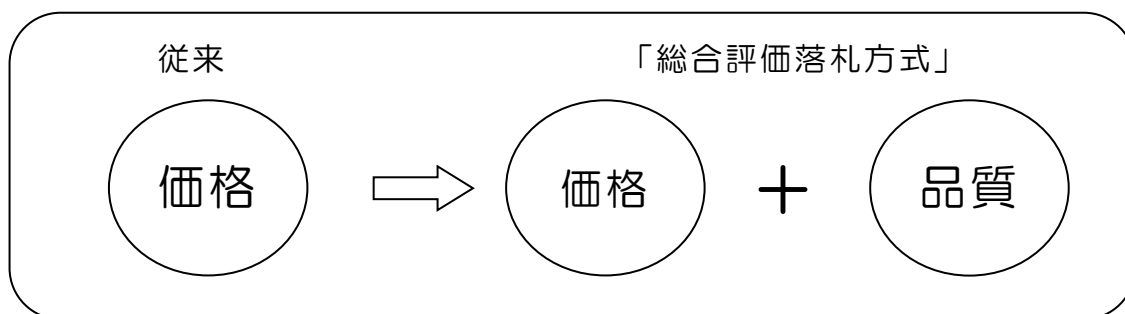
- ・近年、公共投資の減少による価格競争の激化の中で、著しい低価格による入札が急増するとともに、適切な技術的能力を持たない業者による、不良工事の発生、下請や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念が起きています。こうした状況に対応するため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）は制定され、平成17年4月から施行されています。
- ・各発注者は品確法に即して、技術的能力を有する者により公共工事を施工する環境を主体的に整備するとともに、価格と品質が総合的に優れた調達を行うことが求められており、これに応えるため総合評価落札方式競争入札が導入されました。
- ・これにより、次のような効果が期待されています。

### 【品確法のねらい】

- ① バリュー・フォー・マネーの実現
- ② ダumpingの防止、不良・不適格業者の排除
- ③ 談合が行われにくい環境整備

## (2) 総合評価落札方式

- ・総合評価落札方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式のことです。価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行うことが可能になります。



- ・総合評価落札方式においては、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や、同種工事の施工実績、工事成績等が評価の対象となります。
- ・総合評価落札方式における「品質」とは、工事目的物はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性、つまり工事そのものの質も含まれます。
- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価点」が最も高い提案をした者を落札者とするにより、満足度の高い公共工事となります。

## 2 総合評価落札方式競争入札の方法

### (1) 総合評価落札方式の種類

工事の特性等に応じて、次の3種類に分類します。

#### ① 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、総合的なコスト削減、性能・機能、社会的要請等の提案、施工計画、施工能力及び社会性・信頼性と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事に適用します。

#### ② 簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、入札参加者が提示する簡易な施工計画、施工能力及び社会性・信頼性と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事に適用します。

#### ③ 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、入札参加者の施工能力及び社会性・信頼性と当該入札参加者の入札価格を一体として評価することが妥当と認められる小規模工事等に適用します。

技術的な工夫の余地や工事規模に応じて、総合評価落札方式による入札を実施する工事を選定するものとします。

	発注標準額（税込）
標準型	1億円以上
簡易型	2,000万円以上 1億円未満
特別簡易型	技術難易度により簡易型、特別簡易型を選択する。

※工事の技術難易度に応じて、他の評価型を選択することができる。

### (2) 落札者の決定方法

- ① 本市が定めた工事ごとの技術提案を入札参加者に求め、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき審査し、これにより与えられた技術評価点を算出します。
- ② ①で算出された技術評価点に価格評価点を加えて総合評価点を算出(加算方式)し、最も総合評価点の高い者を落札者とします。

$$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ &= 100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) + \text{技術評価点} \end{aligned}$$

### (3) 技術評価点の設定

総合評価落札方式の種類	技術評価点（満点）	算定式
標準型	30点	A(10点) + B(20点)
簡易型	20点	A(10点) + C(10点)
特別簡易型	15点	A(10点) × 1.5

※ A：技術提案評価項目A B：技術提案評価項目B C：技術提案評価項目C

(4) 評価項目及び配点

標準型における技術評価点は、技術提案評価項目 A 及び技術提案評価項目 B の項目のうち工事の特性に応じて 1 項目を選択した評価項目により設定します。

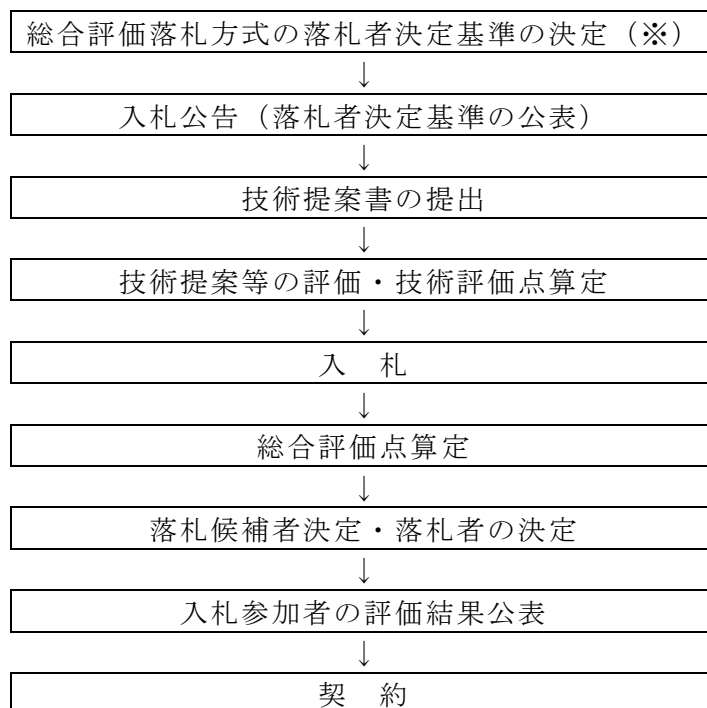
簡易型における技術評価点は、技術提案評価項目 A 及び技術提案評価項目 C により設定します。

特別簡易型における技術評価点は、技術提案評価項目 A により設定します。

評価項目		配点	標準型	簡易型	特別簡易型
技術提案評価項目 A (標準型・簡易型・特別簡易型共通)	施工実績	0.5	◎	◎	◎
	工事成績評定	1.5	◎	◎	◎
	品質と環境に配慮した取組	0.8	◎	◎	◎
	資格取得の取組	0.5	◎	◎	◎
	配置予定技術者の施工経験	1.0	◎	◎	◎
	若手技術者又は女性技術者の配置の有無	0.5	◎	◎	◎
	道路の除排雪の実績	1.0	◎	◎	◎
	災害対応活動の実績等	0.8	◎	◎	◎
	障がい者の雇用	0.5	◎	◎	◎
	消防団員の雇用	0.5	◎	◎	◎
	雇用対策の実績	0.5	◎	◎	◎
	保護観察対象者等の協力雇用主の登録	0.2	◎	◎	◎
	ボランティア活動の実績	0.2	◎	◎	◎
	工事安全パトロール・防災訓練	0.5	◎	◎	◎
	優良建設工事表彰の実績	0.5	◎	◎	◎
	建設資材の地元調達状況	0.5	◎	◎	◎
技術提案評価項目 B (標準型)	工期設定と実施手順の適切性	5.0	◎		
	選択項目	総合的なコストの縮減	12.0	○ 工事の特性 に応じ1つ 選択	
		工事目的物の性能、機能の向上			
		社会的要請への対応			
個別の提案課題以外の技術提案	3.0	◎			
技術提案評価項目 C (簡易型)	工期設定と実施手順の適切性	4.0		◎	
	品質等を高めるための技術提案	6.0		◎	
技術評価点 満点			30点	20点	15点

※ ◎は必須項目、○は選択項目 ※特別簡易型の技術評価点(満点)は10点×1.5

## (5) 発注から契約までの手続きの流れ



※ 地方自治法施行令に基づき、落札者決定基準を決定しようとするとき及び落札者を決定しようとするとき（落札者決定基準を決定するときに必要であると意見があった場合）において学識経験者から意見を聞くこととしています。

## (6) 技術提案及び施工計画等の評価方法

発注者が工事ごとに設定する技術提案課題に対して、入札参加者から提示される技術提案及び施工計画等に対する評価については、定量的課題又は定性的課題について次のとおり実施します。

### ① 定量的課題の評価方法

技術提案評価項目 B（標準型に適用）における、「総合的なコスト縮減」、「工事目的物の性能・機能の向上」、「社会的要請への対応」について、評価項目の性能等の数値を指標とし、当該提案数値に対して点数を付与する方法です。

この場合、入札参加者から提案された性能等の最高の数値に、評価項目ごとの評価点の満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に 0 点を付与します。中間の性能等については、それぞれの数値に応じ按分（又は提示）した点数を付与します。

### ② 定性的課題の評価方法（階層式）

数値化が困難な評価項目の性能に対して、数段階の階層とその判定基準を設け、入札参加者の提案ごとの性能等が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方法です。

例えば、3 階層（優・良・可）判定では、「優」に該当する者には満点、「良」に該当する者にはその 50%、「可」には 0 点（標準案程度の提案）を付与します。

### ③ 定性的課題の評価方法（順位式）

数値化が困難な評価項目の性能に対して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方法です。

標準的には、入札参加者の最上位の者に満点を、最下位の者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与します。

### ④ 評価できない技術提案内容について（重要）

提出された技術提案について誤記や不備があった場合は、関係する評価項目については評価を与えません。

○ 提案内容に、「～協議する。」、「～したい。」という曖昧な表現は、明確に実施する担保ができないので評価しない。

○ 効果（目標）が、設定されていないものは評価点を0点とする。この場合「手段」、「根拠」についても評価できない。（0点とする。）

○ 任意の提案事項について、効果が期待できないものや評価項目の内容と異なる提案についても評価できない。（0点とする。）

※ 技術提案評価項目B又はCが全て0点と評価された場合には、技術提案評価項目Aについても0点と評価します。

## （7）低入札価格調査の実施

調査基準価格及び失格基準価格を設定し、総合評価点の最も高い者の入札金額が調査基準価格未満でかつ失格基準価格以上の価格（以下「調査対象価格」という。）の場合は、落札者の決定を保留し、その入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査します。

調査対象価格の入札があった際は、契約担当者において数値的判断基準による判定を行います。

当該判定により失格とならなかった者については、特別簡易型の工事の場合は落札者決定を行い、標準型及び簡易型工事の場合は低入札価格調査対象者（以下「調査対象者」という。）と決定します。標準型及び簡易型工事で、総合評価点の最も高い者の入札金額が調査対象価格の場合により調査対象者を決定した場合は、調査対象者に対し、速やかに低入札価格調査実施通知書により調査対象者へ通知し、資料の提出を求めるものとします。

## （8）技術提案内容に対する履行

### ① 提案事項の確認と担保

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者の技術提案内容を契約書に明記し、施工において実現させるものとします。

受注者（落札者）は技術提案書に記載された内容に基づき、施工計画書の作成及び施工を行うものとし、技術提案書は施工計画書に添付するものとします。

## (9) 工事監理と工事成績評定

### ① 減点対象

発注者は、契約書どおり工事が履行されているか工事監理を行い、受注者（落札者）が提案した技術提案内容を実施しない場合は、文書により改善指示をおこなうものとし、その結果は工事成績評定に反映（減点対象）させることとします。

指示内容	工事成績評定考査項目	工事成績評定
文書による改善指示	法令遵守等「文書注意」該当扱い	－ 8 点
工事打合簿等による改善指示	法令遵守等「口頭注意」該当扱い	－ 5 点
「建設資材の地元調達」で加点したが履行されなかった場合	法令遵守等「その他」	－ 5 点

### ② 加点対象

標準型の技術提案内容のうち、工事成績評定の考査項目の「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に該当する項目については、技術提案の評価結果により加点の対象とします。

工事成績評定考査項目	工事成績評定
工事特性	最大 +20 点
創意工夫	最大 +7 点
社会性等	最大 +10 点



### 3 参考資料 技術提案評価項目について

#### (1) 技術提案評価項目 A

	評価項目	評価基準	評価点
企業の 施工 能力	ア 施工実績 元請けとしての、同種・類似工事の施工実績を評価する。 平成 21 年 4 月 1 日以降に完成し、申請日までに引渡し が完了した工事を対象とする。	同種工事の実績あり	0.5
		類似工事の実績あり	0.3
		実績なし	0.0
	イ 工事成績評定 発注工事と同じ工種の工事成績評定点（令和元年度か ら 5 年度までの 5 年間）の平均値（小数点以下第 2 位を 四捨五入）で評価する。なお、対象の評定点がない場合 は、評定点を 0 点とする。	85 点以上	1.5
		80 点以上 85 点未 満	1.1
		75 点以上 80 点未 満	0.8
		70 点以上 75 点未 満	0.4
		70 点未満	0.0
	ウ 品質と環境に配慮した取組 申請日において有効な次の認証又は認定がある場合に 評価する。 ・ ISO9001 の認証取得 ・ ISO14001 の認証取得又はいわて地球環境にやさしい 事業所 3 星以上の認定取得	両方あり	0.8
		一方あり	0.5
		両方なし	0.0
	エ 資格取得の取組 令和 4 年 4 月 1 日から申請日までに、監理技術者又は 主任技術者になりうる資格を、新たに取得した職員が いる場合又は資格を所有している者を新たに常時雇用した 場合に評価する。なお、工種は問わない。	資格取得あり （雇用あり）	0.5
資格取得なし （雇用なし）		0.0	
評価点小計 a			3.3
配置 予定 技術 者の 要件	オ 施工経験 同種・類似工事を元請の主任技術者、監理技術者又は 現場代理人として施工した経験により評価する。 対象となる工事は、平成 21 年 4 月 1 日以降に完成し、 申請日までに引渡し完了した工事とする。	同種工事の経験あり	1.0
		類似工事の経験あり	0.5
		経験なし	0.0
	カ 若手技術者又は女性技術者の配置の有無 配置予定技術者又は現場代理人として若手又は女性を 配置した場合、配置する役割に応じて評価する。 なお、若手とは申請日現在において、満 40 歳をむかえ ていないものとする。	主任（監理）技術者 への配置	0.5
		現場代理人への配 置	0.3
		なし	0.0
評価点小計 b			1.5
地域 精 通 度	キ 道路の除排雪の実績 令和 4 年度又は 5 年度に、次に該当する場合は評価す る。 1 盛岡市管理道路の除排雪業務委託の受注実績 2 盛岡市内の国又は岩手県管理道路の除排雪業務委託 の受注実績	1 の実績あり	1.0
		2 のみ実績あり	0.5
		両方なし	0.0
	ク 災害対応活動の実績等 次に該当する場合は評価する。	両方あり	0.8

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>令和4年度又は5年度</b>に、盛岡市又は盛岡市上下水道局が発注した災害復旧関係の工事又は業務委託等の受注実績</li> <li>・ 盛岡市と「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結又は盛岡市上下水道局と「災害応急復旧工事等に関する協定」の締結</li> </ul>	一方あり	0.5
		両方なし	0.0
	ケ 障がい者の雇用 申請日において、障がい者を常時雇用していれば評価する。ただし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって障がい者の雇用を義務付けられている企業は、法定雇用率を満たしていること（若しくは身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者数の不足数が0人であること）で評価する。	雇用あり	0.5
		雇用なし	0.0
	コ 消防団員の雇用 申請日において、盛岡市消防団の団員に任命されている者を常時雇用していれば評価する。	雇用あり	0.5
		雇用なし	0.0
	サ 雇用対策の実績 次のいずれかの実績がある場合は評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校等を卒業後3年以内の者を<b>令和4年度又は5年度</b>に採用し、申請日に常時雇用している。</li> <li>・ <b>令和4年4月1日以降</b>に、離職した者を採用し、申請日において1箇月以上常時雇用している。</li> </ul>	実績あり	0.5
		実績なし	0.0
	シ 保護観察対象者等の協力雇用主の登録 申請日において、保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主としての登録があれば評価する。	登録あり	0.2
		登録なし	0.0
	ス ボランティア活動の実績 盛岡市内において、 <b>令和4年度又は5年度</b> に、事業所として無償で地域貢献のためにボランティア活動を行った場合は評価する。	実績あり	0.2
		実績なし	0.0
	セ 地域での安全対策 <b>令和4年度又は5年度</b> に、次に該当する場合は評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 盛岡市内において工事安全パトロール等の実施あり</li> <li>・ 盛岡市総合防災訓練の実働部隊としての参加あり</li> </ul>	両方あり	0.5
		一方あり	0.3
		両方なし	0.0
評価点小計 C			4.2
企業の信頼性・社会性	ソ 優良建設工事表彰の実績 <b>令和元年度から5年度まで</b> の5年間に、発注工事と同じ工種の盛岡市優良建設工事の表彰を受けた実績を評価する。	実績あり	0.5
		実績なし	0.0
	タ 建設資材の地元調達 建設資材の県内調達が購入品目の80%以上の場合に評価する。	80%以上	0.5
		80%未満	0.0
評価点小計 d			1.0
評価点合計 A (a 3.3+ b 1.5 + c 4.2 + d 1.0)			10.0

(2) 技術提案評価項目B

【選択項目1】総合的なコスト削減

評価項目	評価内容	評価基準		評価点
施工管理	工期設定と実施手順の適切性	実施手順を踏まえた全体の工程計画が適切で、根拠を伴う工期短縮のための工夫が提案されている		5.0
		実施手順を踏まえた全体の工程計画が適切である		2.5
		発注条件を踏まえた工期設定が行われていない、又は実施手順の検討が不適切である		0.0
	評価点小計 a			5.0
総合的なコストの削減	①ライフサイクルコスト及びその他コストに関し、発注者が指定した課題に対する技術提案 (定量的又は定性的課題に対する提案を求める)  【個別の提案課題を記載】	効果(目標)	目標が優れている	4.5
			目標がやや優れている	3.0
			目標が適切である	1.5
			目標が不適切である	0.0
		効果を実現するための手法の適切性(手段)	手段が優れている	4.5
			手段がやや優れている	3.0
			手段が適切である	1.5
			手段が不適切である	0.0
		手法の適切性(根拠)	実績に伴う根拠がある	3.0
			根拠が確認できる	1.5
	根拠が確認できない		0.0	
	②発注者が指定した上記課題以外の「総合的なコストの削減」に資する技術提案について		優れた効果が期待できる	3.0
効果が期待できる			1.5	
効果が期待できない			0.0	
評価点小計 b			15.0	
評価点合計 a 5.0 + b 15.0				20.0

【選択項目2】工事目的物の性能、機能の向上

評価項目	評価内容	評価基準		評価点
施工管理	工期設定と実施手順の適切性	実施手順を踏まえた全体の工程計画が適切で、根拠を伴う工期短縮のための工夫が提案されている		5.0
		実施手順を踏まえた全体の工程計画が適切である		2.5
		発注条件を踏まえた工期設定が行われていない、又は実施手順の検討が不適切である		0.0
	評価点小計 a			5.0
工事目的物の性能、機能の向上	①工事目的物の性能、機能の向上に関し、発注者が指定した課題に対する技術提案 (定量的又は定性的課題に対する提案を求める)  【個別の提案課題を記載】	効果(目標)	目標が優れている	4.5
			目標がやや優れている	3.0
			目標が適切である	1.5
			目標が不適切である	0.0
		効果を実現するための手法の適切性(手段)	手段が優れている	4.5
			手段がやや優れている	3.0
			手段が適切である	1.5
			手段が不適切である	0.0
		手法の適切性(根拠)	実績に伴う根拠がある	3.0
			根拠が確認できる	1.5
	根拠が確認できない		0.0	
	②発注者が指定した上記課題以外の「工事目的物の性能、機能の向上」に資する技術提案について		優れた効果が期待できる	3.0
効果が期待できる			1.5	
効果が期待できない			0.0	
評価点小計 b			15.0	
評価点合計 a 5.0 + b 15.0				20.0

【選択項目3】社会的要請への対応

評価項目	評価内容	評価基準	評価点	
施工管理	工期設定と実施手順の適切性	実施手順を踏まえた全体の工程計画が適切で、根拠を伴う工期短縮のための工夫が提案されている	5.0	
		実施手順を踏まえた全体の工程計画が適切である	2.5	
		発注条件を踏まえた工期設定が行われていない、又は実施手順の検討が不適切である	0.0	
	評価点小計 a		5.0	
社会的要請への対応	①社会的要請への対応に関する、発注者が指定した課題に対する技術提案について (定量的又は定性的課題に対する提案を求める)  【個別の提案課題を記載】	効果(目標)	目標が優れている	4.5
			目標がやや優れている	3.0
			目標が適切である	1.5
			目標が不適切である	0.0
		効果を実現するための手法の適切性(手段)	手段が優れている	4.5
			手段がやや優れている	3.0
			手段が適切である	1.5
			手段が不適切である	0.0
		手法の適切性(根拠)	実績に伴う根拠がある	3.0
			根拠が確認できる	1.5
			根拠が確認できない	0.0
		②発注者が指定した上記課題以外の「社会的要請への対応」に資する技術提案について	優れた効果が期待できる	3.0
	効果が期待できる		1.5	
効果が期待できない	0.0			
評価点小計 b		15.0		
評価点合計 a 5.0 + b 15.0		20.0		

(3) 技術提案評価項目 C

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
施工管理	1 工期設定と実施手順の適切性	実施手順を踏まえた全体の工程計画が適切で、根拠を伴う工期短縮のための工夫が提案されている	4.0
		実施手順を踏まえた全体の工程計画が適切である	2.0
		発注条件を踏まえた工期設定が行われていない、又は実施手順の検討が不適切である	0.0
	評価点小計 a		4.0
	2 品質等を高めるための技術提案について  【個別の提案課題を記載】	現地の状況や工事の特性を踏まえた裏づけを伴う任意の工夫があり、確実な効果が期待できる	6.0
		現地の状況や工事の特性を踏まえた任意の工夫があり、ある程度の効果が期待できる	4.0
		効果が適切である	2.0
		工夫の検討がなされていない、又は不適切である	0.0
評価点小計 b		6.0	
評価点合計 C ( a 4.0 + b 6.0 )		10.0	